

第一条中第五十五号を第六十一号とし、第四十六号から第五十四号までを六号ずつ繰り下げ、第四十五号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一 二一（一）（シクロヘキシルメチル）ーHーインダゾールー三ーカルボキサミドー三ーメチルブタン酸及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十九号とし、第三十七号から第四十三号までを五号ずつ繰り下げ、第三十六号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 二一（四）クロロー二ー五ジメトキシフェニル）ーNー（二）フルオロベンジル）エタナミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十九号とし、第三十二号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十一号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四 Nーエチルルー（四）メトキシフェニル）プロパンー二ーアミン及びその塩類
三十五 二一（一）オキソルー（一）フェニルプロパンー二ーイル）イソインドリンー三ージオン及びその塩類

第一条中第三十号を第三十二号とし、第二十六号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 （Hーインドールー三ーイル）（二）二・三・三ーテトラメチルシクロプロパンー一ーイル）メタンン及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十五号とし、第十四号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 Nー（一）アミノー三ージメチルルー（一）オキソブタンー二ーイル）ー（シクロヘキシルメチル）ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表インダミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

Nーエチルルー（四）メトキシフェニル）プロパンー二ーアミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途とする物
二一（一）オキソルー（一）フェニルプロパンー二ーイル）イソインドリンー三ージオン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

第二条第五号の表二一（ジフェニルメチル）ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

二一（二）五ジメトキシフェニル）エタナミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途とする物
第二条第五号の表二一（四）メトキシフェニル）ビペラジン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。	
二一（一）二（一）メトキシフェニル）ー二ーフェニルエチル）ビペラジン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働省令第七号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第八條第三項及び第十二條の六第一項の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部を改正する省令

第一条の表財団法人ビル管理教育センター（昭和四十五年八月二十二日に財団法人ビル管理教育センターという名称で設立された法人をいう。）の項中「財団法人ビル管理教育センター（昭和四十五年八月二十二日に財団法人ビル管理教育センターという名称で設立された法人をいう。）を、公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改める。

第二条の表法第十二條の二第一項第一号に掲げる事業の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会（昭和四十四年十月二十日に社団法人全国ビルメンテナンス協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、同表法第十二條の二第一項第七号に掲げる事業の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に、社団法人全国建築飲料水管理協会（昭和五十三年八月三十一日に社団法人全国建築飲料水管理協会という名称で設立された法人をいう。）を「公益社団法人全国建築飲料水管理協会」に改め、同表法第十二條の二第一項第七号に掲げる事業の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に、社団法人日本ベストコントロール協会（昭和四十七年三月十三日に社団法人日本ベストコントロール協会という名称で設立された法人をいう。）を「公益社団法人日本ベストコントロール協会」に改め、同表法第十二條の二第一項第八号に掲げる事業の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

内閣府告示第二百六十号
行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七條及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五條第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百七十号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

内閣府告示第二百六十号
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六條及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二條第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第二百一十一号（内閣府大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

内閣府告示第二百六十一号
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六條及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二條第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第二百一十一号（内閣府大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

告示

附則

この省令は、公布の日から施行する。

金融庁長官 細溝 清史
第一条中「利益準備金」を「持込資本金」に改める。